

平成 21 年 7 月 3 日

2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債  
社債権者 各位

株式会社日本エスコ  
代表取締役社長 直江啓文  
問合せ先 執行役員 古川格  
電話 06-6223-8067

弊社発行に係る転換社債の取扱いに関する社債権者説明会の開催のお知らせ

謹啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

弊社は、平成 21 年 6 月 26 日を償還期限とする株式会社日本エスコ第 2 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 2 回社債」といいます。）を償還することができず、その結果、株式会社日本エスコ第 1 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本件第 1 回社債」といいます。）、株式会社日本エスコ第 11 回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）及び株式会社日本エスコ第 12 回無担保社債（株式会社三井住友銀行保証付および適格機関投資家限定）の各社債につきましても、それらの社債要項に基づき、同日の経過をもって期限の利益を喪失いたしました。

これを受けて、株式会社日本エスコ 2009 年 7 月 30 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本件転換社債」といいます。）については、その社債要項上、その支払代理人である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch（以下「Daiwa Securities SMBC Europe」といいます。）が弊社に書面で通知することにより本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言することが可能な状態となっておりましたが、平成 21 年 6 月 26 日（日本時間 23 時 59 分）、Daiwa Securities SMBC Europe から、弊社に対し、本件転換社債の全部を直ちに償還すべき旨を宣言する書面が、ファックスにて送付されました。このため、本件転換社債の社債要項に基づき、当該ファックスは発信から 24 時間後の同月 27 日に適法になされたものとみなされ、弊社は、その 15 日後の翌銀行営業日である同年 7 月 13 日に、本件転換社債の全部につき期限の利益を喪失することになりました。社債権者様におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をお掛けする事態となりましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

既に公表されております通り、弊社は、去る平成 21 年 6 月 22 日、産業活力再生特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生 ADR 手続」といいます。）の特定認証紛争解決事業者である事業再生実務家協会に対して事業再生 ADR 手続の利用申請を行いました。弊社は、同手続の下で、取引金融機関から借入金元本返済の一時停止措置を受けつつ、事業再生計画案の協議を行い、同年 9 月 28 日開催予定の第 3 回の債権者会議（なお、

第1回及び第2回の債権者会議は、それぞれ同年7月3日及び同年8月27日に開催予定となっております。)において事業再生計画に対する承認を得、同計画に基づき再生を図ることを目指しております。事業再生ADR手続は、原則として金融機関を対象とするものであるため、弊社発行に係る各社債の社債権者様を対象とするものではありませんが、事業再生ADR手続において策定される事業再生計画は、弊社発行に係る各社債の社債権者様のご理解とご協力を前提とすることになる予定です。そのため、本件転換社債についても、事業再生ADR手続における取引金融機関との間の事業再生計画案の協議と併行するかたちで、本件転換社債の取扱いについて協議させていただきたく存じます。

そこで、まずは、下記の通り本件転換社債の社債権者様を対象に社債権者説明会を開催し、同説明会において、事業再生ADR手続に至った経緯、事業再生ADR手続の現状、今後の弊社の方針等を説明させていただくことといたしました。ご多用中恐縮でございますが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。なお、社債権者説明会にご出席になる場合は、当日、本書面の写しをお持ちくださいますようお願い申し上げます。

#### 記

1. 日時： 平成21年7月23日(木) 午後3時
2. 場所： 東京都港区虎ノ門1-1-12 虎ノ門ビル  
TKP 虎ノ門ビジネスセンター カンファレンスルーム 2A  
<http://tkptora.net/access/index.shtml>

また、今後、弊社からの個別通知等のご連絡が生じるかと存じます。そのため、社債権者様におかれましては、①商号、本店所在地及び代表者名(法人の場合)又は氏名及び住所(個人の場合)、②連絡先の情報(担当者、住所、電話番号、ファックス番号及びメールアドレス)、並びに③所有口数又は所有金額を、可及的速やかに、弊社大阪本社広報・IR室宛(FAX: 06-6223-8051)に、ファックスにてご連絡くださいますようお願いいたします。ご連絡いただいた場合、可能な限り、通知等を直接お送りしたいと考えております。

謹白